



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者（雇用保険被保険者に限る）の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30万円～130万円
70円コース	40万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

20人の事業場で、事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者（雇用保険被保険者に限る）の賃金引上げが対象です。

3%以上4%未満	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満	6.5万円（4.3万円）
6%以上	7万円（4.6万円）

（ ）は大企業の助成額
1人当たりの助成額
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

